



新型コロナウイルス感染症に係る神奈川県の 令和6年4月以降の対応について

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

2024年3月7日

医療提供体制等

通常医療との両立を更に強化し、重点的・集中的な支援により、冬の感染拡大に対応しつつ、通常の医療提供体制へ段階的に移行



新たな体系に向けた取組の実施

取組の見直し・重点化

新たな体系の実施

○幅広い医療機関による自律的な通常の対応への移行

- ・冬の感染拡大に先立ち、対応医療機関の維持・拡大を促進(外来の拡大、軽症等の入院患者の受入)

○冬の感染拡大に備えた重点的・集中的な入院体制の確保等

- ・確保病床の重点化(重症・中等症Ⅱ、感染拡大の状況に応じた対応)
- ・診療報酬特例、高齢者施設等への支援見直し・継続

診療報酬
介護報酬
同時改定

○通常の対応へ完全移行

- ・確保病床に依らない形での体制
- ・新たな報酬体系(恒常的な感染症対応への見直し)

(令和6年3月5日厚生労働省公表)

令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定を踏まえ、新型コロナ対応を組み込んだ通常の医療提供体制に完全移行

外来医療体制

令和6年3月まで

- 発熱等の患者が診療を受けやすいよう**外来対応医療機関を指定・公表**
- 設備整備や個人防護具の確保などの**補助対象範囲の見直しを行った上で支援**

入院医療体制

令和6年3月まで

- 県内全病院で対応することを目指し、新たな医療機関による入院患者受け入れを推進
- 病床確保料については、対象を中等症Ⅱ以上とし、**国が示す感染状況に応じた段階・即応病床数の目安に応じて支給**
- 設備整備や個人防護具の確保などの**補助対象範囲の見直しを行った上で支援**

令和6年4月以降の対応

- 外来対応医療機関の指定・公表を終了**し、通常の医療提供体制へ移行
- 国の交付金による支援の終了に伴い、**県の補助も終了**

令和6年4月以降の対応

- 確保病床によらない形で入院患者を受け入れる**通常の医療提供体制へ移行
- 国の病床確保料の廃止に伴い、**県の補助も終了**
- 国の交付金による支援の終了に伴い、**県の補助も終了**

公費支援を終了し、医療費の自己負担割合に応じた、通常に窓口負担に変更

令和6年3月まで

【治療薬】

○一定の自己負担を求めつつ公費支援

(医療費の自己負担割合が3割の方は9,000円、2割の方は6,000円、1割の方は3,000円を負担)

【入院医療費】

○高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を1万円に見直した上で公費支援

令和6年4月以降の対応

【治療薬】

○**公費支援を終了**し、医療費の自己負担割合に応じた窓口負担に変更

【入院医療費】

○**高額療養費制度の自己負担限度額に係る支援を終了**し、医療費の自己負担割合に応じた窓口負担に変更 (高額療養費制度は適用され、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱い)

他の感染症と同様の取扱いとして、体調悪化時の相談対応や受診可能な医療機関の紹介する相談窓口を終了

令和6年3月まで

○**新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル**により、体調悪化時の相談対応や受診可能な医療機関を紹介

令和6年4月以降の対応

○**新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを終了**
(令和6年3月31日(日)22:00まで)

<体調悪化時の相談>

- ・かかりつけ医や近隣の医療機関などに直接お問合せ
- ・厚生労働省の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口：0120-565653（9:00～21:00）
- ・緊急を要する症状で救急車が必要な場合：119番

<受診可能な医療機関の検索>

- ・かかりつけ医や近隣の医療機関などに直接お問合せ
- ※近隣の医療機関などを探したい場合は、厚生労働省の医療情報ネットで検索

4 高齢者施設等における対応

令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定を踏まえ、施設において必要な感染対策、医療機関との連携等を強化

令和6年3月まで

- 保健所において**重点的に感染対策指導**
- 保健所の判断により**陽性者発生後の周囲の方や従事者へ行政検査**
- 国要綱に基づき**施設内療養に対して補助**
- 利用者又は職員に感染者が発生した場合等における**かかり増し経費を補助**

令和6年4月以降の対応

- 他の感染症と同様に、保健所において適宜感染対策指導を実施
- 陽性者発生後の周囲の方や従事者に対する行政検査を終了**
- 国による補助の終了に伴い、施設内療養に対する**県の補助も終了**
- 国による補助の終了に伴い、かかり増し経費に係る**県の補助も終了**

<令和6年度介護報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定の内容>

- ・新興感染症の対応を行う医療機関と連携することを努力義務化
- ・新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、医療機関が行う院内感染対策に関する研修に参加することの評価
- ・新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導を受けることの評価
- ・新興感染症等が発生した場合に施設内療養を行う高齢者施設等、障害者支援施設等の評価

▶ **医療機関と連携を強化し、施設の恒常的な感染対策に係る取組を強化**

5 継続する取組

新型コロナの予防・まん延防止、罹患後症状対応に必要な取組を継続

ワクチン接種

令和6年3月まで

- 特例臨時接種として、秋冬に1回接種を実施、高齢者等はさらに春夏に1回接種を実施
- 新型コロナワクチン接種後の副反応に係る相談への対応

サーベイランス

令和6年3月まで

- 他の定点把握対象の感染症と同様に、定点医療機関による週次の発生動向把握・公表
- 変異株サーベイランス、下水疫学調査による発生動向把握

罹患後症状対応

令和6年3月まで

- コロナ罹患後症状に対応している医療機関（一次受け医療機関）の登録・公表

令和6年4月以降の対応

- 年に1回の定期接種化(B類に位置付け)(秋冬接種)対象者は季節性インフルエンザの定期接種と同様に65歳以上等の方で、接種費用は原則自己負担が発生
- 同左

令和6年4月以降の対応

- 同左
- 同左

令和6年4月以降の対応

- 同左

発信する情報を見直した上で、他の感染症と同様に必要な情報を適宜発信

令和6年3月まで

【HP】

- 新型コロナウイルス感染症対策ポータル**で新型コロナウイルスに係る様々な情報発信を実施
- モニタリング情報**として定点当たり患者数及び入院患者数を公表（週1）

【LINE新型コロナパーソナルサポート】

- 定点当たり患者数を配信**（週1）
- その他感染症に係る情報を随時配信

令和6年4月以降の対応

【HP】

- 感染症対策のHP**内で4月以降の対応や感染時の過ごし方等について情報発信
（新型コロナウイルス感染症対策ポータルは廃止）
- モニタリング情報は廃止**し、定点当たり患者数は衛生研究所HPで週次で公表

【LINE新型コロナパーソナルサポート】

- 定点当たりの患者数の配信（週1）は終了**し、衛生研究所HPで週次で公表
- 同左